

だまされんぞ！ 消費者は！

今の時期何が食べたいですか？

カニの送りつけ商法に注意！

魚介類を扱う業者から電話があり、いきなり世間話のように「今の時期何が食べたいか」と聞かれた。思わず「カニかねえ」と答えたところ、買うとは一言も言っていないのに、「今カニを送ったよ。もう返せないよ」と言われた。驚いて「なぜ送るのか」と反論したが「今食べたいと言ったじゃないか」と怒鳴られた。

代金引換の宅配便で送ってくるらしい。業者名や電話番号を聞いたが「教える必要はない。品物が届けばわかる」と教えてもらはず、らちが明かないと思って電話を切ったところ、またすぐ電話があり「一方的に切ったな。カニは送る」と言われた。実際送られたらどうしたらよいか。

相談事例(70歳代 女性)

ひとこと助言 安易に受け取らないで！

- 主に「注文していないのに商品が届いた」これらの商法は「送りつけ商法」と言われています。このような相談は東広島市消費生活センターへも寄せられています。
- 相談事例の他に、「認知症の父に毎週カニが送られてきて、その度に支払いをしてしまっている」「取引をしたことがある業者と勘違いさせられた上、強引に契約を迫られた」などといったものもあります。
- 勧誘されても必要がなければきっぱりと断ることが大切です。
- 承諾していないのに一方的に商品が送りつけられて来たのであれば、支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。

商品を受け取りお金支払ってしまうと、代金を取り戻すことが難しくなります。安易に受け取らないようにしましょう。

おかしいなと感じたら、東広島市消費生活センターにご相談ください。
専門の相談員が対応いたします。

消費者問題に関する2012年の

10大項目発表

独立行政法人国民生活センターは、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を発表されました。

- ◆高齢者トラブルが増加 二次被害も多い
- ◆買え買え詐欺 買取り業者が登場する詐欺的儲け話が横行
- ◆サクラサイト商法 「サクラ」を使った詐欺的商法の手口広がる
- ◆スマートフォンに関連する相談が増加
- ◆サラ金・フリーローンの相談が大幅に減少 貸金業法改正6年
- ◆訪問購入 特定商取引法7番目の規制対象に
- ◆消費者安全調査委員会が10月に発足 消費者安全法改正
- ◆消費者教育推進法が成立 消費者市民社会の構築に向けて
- ◆コンプガチャ 消費者庁が景品表示法違反との見解を示す
- ◆食品表示の一元化に向けた検討進む



2012年は、詐欺的なもうけ話を中心に高齢者の消費者トラブルが目立つものとなっています。悪質商法は繰り返し行われています。もうけ話、訪問販売など「関心がない」「必要がない」ものはきっぱりと断ることが大切です。

未公開株の勧誘に注意してください！

平成25年1月8日に未公開株を無登録で販売した業者が広島県警に逮捕されました。IT関連企業の未公開株を「上場すればもうかる」などどうたい、2005年1月～12年5月の間で広島、山口を含む27都道府県の306人から約22億8千万円を集めていたというものです。

国民生活センターや各地の消費生活センターには震災に乘じ「風力発電会社」「被災地の復興を支援する会社」「鉄道建設関連業者」「浄水器関連業者」の未公開株の購入を勧説する相談も寄せられています。

《アドバイス》

●震災を口実にしたセールストークにだまされない。●安易なもうけ話はきっぱり断る。●業者が金融商品取引業者の登録を受けているのかを確認する。●支払ったお金を取り戻すのは難しい。あわててお金を支払わない。

未公開株の買い取りが実行されることはありません。知らない業者から勧説があった場合、まず東広島市消費生活センターにご相談ください。

消費生活センターは、新庁舎の2階に移動しました。

東広島市消費生活センター(東広島市役所2階 17番窓口)

電話 082-421-7189

(月～金 (祝日・年末年始の市の休日を除く。) 9～12時 13～17時)